

公益財団法人日本都市センター役員及び評議員の 報酬等並びに費用に関する規程

制定：平成23年7月28日

改正：令和4年6月22日

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本都市センター（以下「この法人」という。）の定款第14条及び第32条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第25条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤及び非常勤の理事に対しては、その職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤の理事の報酬等は、月額で支給し、毎年6月及び12月に賞与を支給することができる。
- 3 非常勤の理事の報酬等は、理事会出席等必要の都度、日額で支給することができる。
- 4 監事に対しては、その職務執行の対価として報酬等を月額で支給するものとする。
- 5 評議員の報酬等は、評議員会出席等必要の都度、日額で支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 理事の報酬等の額は、年間総額1,000万円の範囲内とする。

- 2 常勤の理事の報酬等の額は、一人当たり900万円を超えない範囲内で支給することができる。
- 3 非常勤の理事に対する報酬等の日額は、一人当たり3万円とする。ただし、臨時に短時間（30分未満）で開催される理事会に出席した場合の報酬等の日額は、一人当たり1万円とする。
- 4 監事の報酬等の額は、年間総額120万円の範囲内とし、個々の監事の報酬等の月額

は、一人当たり5万円とする。

5 評議員に対する報酬等の日額は、一人当たり3万円とする。ただし、臨時に短時間（30分未満）で開催される評議員会に出席した場合の報酬等の日額は、一人当たり1万円とする。

（報酬等の支給日）

第5条 常勤の理事及び監事の報酬等は、毎月一定の定まった日に支払うものとし、非常勤の理事及び評議員の報酬等は、理事会又は評議員会出席等必要の都度、支払うものとする。

（報酬等の支給方法等）

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（退職慰労金の不支給）

第7条 この法人は、役員及び評議員には、退職慰労金を支給しない。

（通勤費）

第8条 常勤の役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

（費用）

第9条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

（公表）

第10条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（細則）

第12条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。ただし、監事の報酬に関する事項は、すべての監事の合意により別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人日本都市センターの設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、評議員会で承認された日から施行する。